

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集Ⅰ

## 「開口部」は作らない

### 作業床からの墜落防止対策を徹底

飛島建設首都圏土木支店 吾嬬ポンプ作業所

特集Ⅱ

## 合同リーダー会で活動事例を共有


竹中工務店東京本店

ズームアップ

## 安全管理の優良事例学ぶ

鉄建建設 全国安全シンポジウムを開催

電子版はカラーでご覧になれます!!  
電子版登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

安全衛生動画レポートも配信中です

2020

2/1

No.2347



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会  
社会保険労務士法人ミライエ

代表 根本 啓明

終業後、自社が入居するビル出口で被災

### ■ 災害のあらまし ■

不動産業T社に勤務する事務職員Fは、終業後、帰宅するためT社がテナントとして入居している雑居ビルを出ようとした際に、ビル通用口内のマットにつまずき、右足首を捻挫した。

### ■ 判断 ■

本件ビル共用部分の維持管理費用の負担状況、使用にあたっての了解事項などから、本件ビル通用口は当該事業主の施設管理下にあるものとして、通勤災害とは認めず、業務上災害と認定した。

### ■ 解説 ■

Fは、勤務終了後、帰宅するため8階のT社事務所を出て、地下1階通用口からT社が入居するビルを出ようとした際、通用口ドアの手前に敷いてあったマットのわずかな段差（約5mm）に足を引っ掛け、崩れかけた体制を整えようと右足に重心を移したところ、足首をひねり捻挫した。

T社がテナントとして入居するビルは、地上9階地下3階建て、それぞれ資本関係のない6社が賃借し入居するいわゆる雑居ビルで、Fは8階のT社に勤務。ビルの通用口は地下1階にあり、ビルに入居しているテナント各社の従業員がもっぱら利用し、外部からの来訪者は1階のエントランスを利用している。被災当時の通用口付近の明るさは、事務所や廊下の照明に比べてやや暗く、敷かれていたマットは、デザイン性が重視され床面に近い色合いのもので段差が目立たず、表面は吸塵吸水性が高く滑りにくい材質のものであった。

被災当日のFは、勤務終了後、普段どおり8階のT社事務所を出て、共用廊下を通

第307回

じてエレベータで地下1階まで降り、通用口からビル外に出ようとした。その日は、たまたまエレベータ内で取引先からのメールの着信があり、スマートフォンの画面に目を落としながら通用口に向かって歩行していたこともあり、足下への注意が緩慢になり、マットの段差に足を引っかけてしまった。なお、T社では、日ごろから「歩きスマホ」の危険性について担当部署が社内ネットワークシステムを通じて安全啓発のなど注意喚起を行っている。

被災の状況から、T社事業主の占有的施設管理権のない場所で、Fの退勤行為中に生じたものであること、また、Fの行為は、就業に関し、住居と就業の場所との間を、通常の経路および方法によって行われたものと認められることなどの理由により、本件は通勤災害と考えることができる。

しかしながら、本件は通勤災害とは認めず、業務上災害と認定された。

本件は、災害の発生した通用口が地下1階のビル共用部分であり、8階に入居するテナントであるT社にとっては占有的施設管理権のない場所と考えられるが、雑居ビルの共用部分におけるテナント各社の利用状況が業務上外の判断に際して考慮された。共用部分の施設の状況としては、ビル各階に洗面所、トイレ、給湯室などの施設が設置され、テナント各社の入居区画（事務室）に至るまでには、エントランス、従業員通用口、階段、エレベータ、廊下などの通路および各所に照明などの施設がある。テナント各社が共用施設を使用する場合は、汚さず、騒音を出さず、かつ破損しないようにとの定め（慣習）がある。

こうした状況から、共用部分の使用方法は、テナント各社の了解する事項となっていた。また、共用部分の照明などの電気料



金や共用施設に設置する洗剤などの物品費用などは、ビル所有者のほか、共益費としてテナント各社が均等負担している。

テナント各社への外来訪問者は1階エントランスを利用し、通用口はテナント各社の従業員のみが利用することとされていることから、当該通用口は不特定の者の出入りはほとんどなく、不特定多数の者の通行を予定しているものではないといえる。したがって、当該ビルは、ビル所有者と各テナントの事業主が、共用部分を共同管理しているものと解することが妥当であり、通用口はT社の施設管理下にあるもの（就業の場所）と認めることが妥当である。以上のことから、本件災害は、就業に関し住居と就業の場所との間を通常の経路および方法によって行われたものには該当せず、T社の支配下における災害と認められた。

Fが災害発生時に歩きスマホ中であったことについては、業務に関するメールを確認しながら被災したことは業務遂行に伴う危険が現実化したものであり、業務とケガの間に相当因果関係があると認めることができる。これらのことから、通勤災害とは認めず、業務上災害と認定された。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)